

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和 7 年 5 月 1 5 日（令和 7 年（行情）諮問第 5 5 3 号）

答申日：令和 7 年 7 月 3 0 日（令和 7 年度（行情）答申第 2 9 0 号）

事件名：「情報公開法及び個人情報保護法の施行状況調査について」等の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第 1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「文書 1」ないし「文書 6 8」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年 5 月 1 0 日付け防官文第 2 7 2 号及び令和 7 年 1 月 2 1 日付け防官文第 1 0 0 1 号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定及び一部開示決定（以下、順に「原処分 1」及び「原処分 2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付書類は省略する。

（1）原処分 1 について

電磁的記録についても特定を求める。

電磁的記録が存在するのであれば、それについても特定を求めるものである。

（2）原処分 2 について

ア 一部に対する不開示決定の取消し

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報審査会の審議において意見を申立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することがで

きない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ウ 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

エ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「裏面の行政文書ファイル（連番1～10）に綴られた文書の全て。作成取得年度：2015年度 大分類：保有個人情報の取扱い 中分類：保有個人情報の安全確保 名称（小分類）：平成26年度情報公開・個人情報保護法施行状況調査」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特定を適用し、まず、令和元年5月10日付け防官文第272号により、本件対象文書のうち、文書1について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和7年1月21日付け防官文第1001号により、本件対象文書のうち、文書2から文書68までについて、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合して諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年11か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及びその理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」としているが、本件対象文書は紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。
- (2) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (3) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- (4) 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項に当たらない。
- (5) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年5月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月29日 審議
- ④ 同年7月24日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件対象文書は、上記第1のとおりであり、処分庁は、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。なお、本件において、諮問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 別表の番号1、4、5、8、9、12、13、16、19及び29の不開示部分について

ア 当該部分には、防衛省内の起案者、決裁者及び担当者の氏名並びに職名が記載されていると認められる。

イ 諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、別表の上記番号の「不開示とした理由」欄のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分を開示すると、特定部署内の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、さらには特定部署内の業務や各職員の異動先の業務に関して執ように開示請求等が行われ、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

ウ 当該部分を開示すると、本件については、特定部署内の職員を対象とした開示請求等が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする上記イの諮問庁の説明は否定し難く、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号2、3、6、7、10、11、14、15、17、18、20ないし23、26及び27の不開示部分について

ア 当該部分には、防衛省及び関係行政機関における担当者の内線番号及びメールアドレスが記載されていると認められる。

イ 諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、別表の上記番号の「不開示とした理由」欄のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、当該内線番号及びメールアドレスは一般に公開されていない情報である旨補足して説明する。

ウ これを検討するに、当該部分を公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることについては、これを否定することはできない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号24、25、28及び30の不開示部分について

ア 諮問庁は、当該部分を不開示とした理由について、別表の上記番号の「不開示とした理由」欄のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、いずれも公にすることを前提としない行政事務に関する情報であり、当該部分が公になることにより、今後の同様の調査において、関係部局から率直な回答が行われないなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨補足して説明する。

イ これを検討するに、当該部分は、その記載内容に照らせば、これを公にすることにより、今後の同様の調査において関係部局から率直な

回答がなされず、防衛省における情報公開法及び個人情報保護法の施行状況を把握することができなくなるなど、今後の防衛省が行う行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることについては、これを否定することはできない。

したがって、当該部分は法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

本件対象文書

- 文書1 行政機関情報公開法の施行状況調査について（回答）（防官文第10397号。27.6.30）（浄書のかがみのみ。）
- 文書2 情報公開法及び個人情報保護法の施行状況調査について（原議書）
- 文書3 メール FW:【5月末〆切】【実施依頼】平成26年度行政機関情報公開法施行状況調査について（総務省行政管理局）
- 文書4 施行状況調査について（回答）（北防総第2903号。27.5.27）
- 文書5 行政機関情報公開法の施行状況調査について（回答）（帯防総第611号。平成27年6月24日）
- 文書6 行政機関情報公開法の施行状況調査について（回答）（東防総第1238号。27.5.20）
- 文書7 行政機関情報公開法の施行状況調査について（回答）（関防第6330号。27.5.26）
- 文書8 行政機関情報公開法の施行状況調査について（報告）（南防総総第6034号。27.5.22）
- 文書9 行政機関情報公開法の施行状況調査について（回答）（近防総総第3773号。27.5.13）
- 文書10 行政機関情報公開法の施行状況調査について（回答）（海防総第2779号。27.5.14）
- 文書11 行政機関情報公開法の施行状況調査について（回答）（中防総総第4784号。27.5.28）
- 文書12 行政機関情報公開法の施行状況調査について（回答）（九防総総第5670号。27.5.15）
- 文書13 行政機関情報公開法の施行状況調査について（回答）（熊防総第5889号。27.5.28）
- 文書14 行政機関情報公開法の施行状況調査について（回答）（長防第5849号。27.5.27）
- 文書15 行政機関情報公開法の施行状況調査について（回答）（沖防第2578号。27.5.27）
- 文書16 行政機関情報公開法施行状況調査・調査票 平成26年度（防衛省内部部局）
- 文書17 情報公開法及び個人情報保護法に係る施行状況調査について（回答）（原議書）（行政機関情報公開法の施行状況調査について（回答）（防官文第10397号。27.6.30）（浄書のかがみを除く。））

- 文書 1 8 行政機関情報公開法施行状況調査・調査票 平成 2 6 年度（機関別内訳）
- 文書 1 9 行政機関情報公開法施行状況調査・調査票 （平成 2 2 年度～平成 2 6 年度分）
- 文書 2 0 説明用参考資料（情報公開請求等の件数の推移）
- 文書 2 1 メール 【確認依頼：行公開法】平成 2 6 年度行政機関情報公開法施行状況調査（報道資料・概要案等）について
- 文書 2 2 平成 2 6 年度における行政機関及び独立行政法人等の情報公開法の施行の状況について（概要）（案）
- 文書 2 3 （案）行政機関等情報公開法施行状況調査（平成 2 6 年度）＜調査結果のポイント＞
- 文書 2 4 行政機関別内訳表（案）
- 文書 2 5 情報公開に関する連絡会議 議事次第
- 文書 2 6 情報公開に関する連絡会議 配布資料
- 文書 2 7 メール FW：【5 月末〆切】平成 2 6 年度行政機関個人情報保護法施行状況調査について
- 文書 2 8 メール 【5 月末〆切】平成 2 6 年度行政機関個人情報保護法施行状況調査について
- 文書 2 9 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行状況調査について（回答）（防大総総第 3 7 9 号。2 7. 5. 2 1）
- 文書 3 0 行政機関個人情報保護法の施行状況調査について（回答）（防医総第 1 2 0 5 号。2 7. 5. 1 4）
- 文書 3 1 行政機関個人情報保護法の施行状況調査について（回答）（防研総第 6 0 5 号。2 7. 5. 2 1）
- 文書 3 2 行政機関個人情報保護法の施行状況調査について（回答）（統幕総第 3 7 7 号。2 7. 5. 2 9）
- 文書 3 3 行政機関の保有する個人情報の保護に関する施行状況調査について（回答）（陸幕総第 6 6 2 号。2 7. 6. 2 6）
- 文書 3 4 行政機関個人情報保護法の施行状況調査について（回答）（海幕総第 6 9 5 号。2 7. 5. 2 8）
- 文書 3 5 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行状況調査について（回答）（空幕総第 7 4 1 号。2 7. 5. 2 8）
- 文書 3 6 行政機関個人情報保護法の施行状況調査について（回答）（装副総務総務第 1 7 号。2 7. 5. 1 9）
- 文書 3 7 行政機関個人情報保護法の施行状況調査について（報告）（技本総第 7 1 号。2 7. 5. 2 0）
- 文書 3 8 行政機関個人情報保護法の施行状況調査について（報告）（情本総第 6 4 7 号。2 7. 5. 1 3）

- 文書 3 9 行政機関個人情報保護法の施行状況調査について（回答）（防監総第 5 3 号。2 7. 5. 2 8）
- 文書 4 0 施行状況調査について（回答）（北防総第 2 9 0 4 号。2 7. 5. 2 7）
- 文書 4 1 行政機関個人情報保護法の施行状況調査について（回答）（帯防総第 6 1 2 号。平成 2 7 年 6 月 2 4 日）
- 文書 4 2 行政機関個人情報保護法の施行状況調査について（回答）（東防総第 1 2 3 9 号。2 7. 5. 2 0）
- 文書 4 3 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行状況調査について（回答）（関防第 6 3 3 1 号。2 7. 5. 2 6）
- 文書 4 4 行政機関個人情報保護法の施行状況調査について（報告）（南防総総第 6 0 3 3 号。2 7. 5. 2 2）
- 文書 4 5 行政機関個人情報保護法の施行状況調査について（回答）（近防総総第 3 9 6 9 号。2 7. 5. 2 2）
- 文書 4 6 行政機関個人情報保護法の施行状況調査について（回答）（海防総第 2 9 4 4 号。2 7. 5. 2 7）
- 文書 4 7 行政機関個人情報保護法の施行状況調査について（回答）（中防総総第 4 6 5 8 号。2 7. 5. 2 5）
- 文書 4 8 行政機関個人情報保護法の施行状況調査について（回答）（九防総総第 5 7 2 2 号。2 7. 5. 1 8）
- 文書 4 9 行政機関個人情報保護法の施行状況調査について（回答）（熊防総第 5 9 0 1 号。2 7. 5. 2 8）
- 文書 5 0 行政機関個人情報保護法の施行状況調査について（回答）（長防第 5 8 7 4 号。2 7. 5. 2 8）
- 文書 5 1 行政機関個人情報保護法の施行状況調査について（報告）（沖防第 2 5 6 0 号。2 7. 5. 2 5）
- 文書 5 2 行政機関個人情報保護法施行状況調査 調査票 平成 2 6 年度（防衛省内部部局）
- 文書 5 3 行政機関個人情報保護法施行状況調査 調査票 （平成 2 2 年度～平成 2 6 年度分）
- 文書 5 4 説明用参考資料（保有個人情報等開示請求件数の推移等）
- 文書 5 5 メール 【確認依頼】 2 6 年度施行状況調査（ポイント、概要、バックデータ）公表資料（案）について
- 文書 5 6 平成 2 6 年度における行政機関及び独立行政法人等の個人情報保護法の施行の状況について（概要）（案）
- 文書 5 7 （案）行政機関等個人情報保護法施行状況調査（平成 2 6 年度）
＜調査結果のポイント＞
- 文書 5 8 行政機関別内訳表（案）

- 文書 5 9 行政機関個人情報保護担当者連絡会議 議事次第
- 文書 6 0 行政機関個人情報保護担当者連絡会議 配布資料
- 文書 6 1 個人情報の保護に関する法律施行状況報告について（事務連絡。
平成 2 7 年 6 月 1 7 日）
- 文書 6 2 A P E C 越境プライバシー執行のための協力取決めの実施状況に
ついて（事務連絡。平成 2 7 年 6 月 1 7 日）
- 文書 6 3 個人情報の保護に関する法律の施行状況報告について（事務連絡。
平成 2 7 年 6 月 1 9 日）
- 文書 6 4 個人情報の保護に関する法律の施行の状況について（原議書）
- 文書 6 5 個人情報の保護に関する法律の施行状況について（参考資料）
- 文書 6 6 防衛庁関係事業者が取り扱う個人情報の保護に関する指針（平成
1 8 年防衛庁告示第 9 8 号）
- 文書 6 7 認定個人情報保護団体の認定等に関する指針（平成 1 8 年防衛庁
告示第 9 9 号）
- 文書 6 8 個人情報の保護に関する法律の施行状況の概要について（消制度
第 1 8 3 号。平成 2 7 年 1 0 月 2 7 日）

別表

番号	本件対象 文書	不開示とした部 分	不開示とした理由
1	文書 2	1 枚目の一部 (内線番号を除く。)	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
2		1 枚目の内線番号	
3		7 枚目及び 5 5 枚目のそれぞれメールアドレス	
4	文書 3	1 枚目の一部 (内線番号を除く。)	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
5		2 枚目の一部 (内線番号及びメールアドレスを除く。)	
6		1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ内線番号	
7		2 枚目及び 3 枚目のそれぞれメールアドレス	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開

			示とした。
8	文書 1 7	1 枚目の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
9	文書 2 1	1 枚目の一部 (メールアドレスを除く。)	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
1 0		1 枚目及び 2 枚目のそれぞれメールアドレス	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
1 1	文書 2 6	1 8 枚目、4 4 枚目及び 4 5 枚目のそれぞれメールアドレス	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
1 2	文書 2 7	1 枚目の一部 (メールアドレス)	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を

		スを除く。)	害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
1 3		2 枚目の一部 (内線番号及びメールアドレスを除く。)	
1 4		2 枚目の内線番号	
1 5		1 枚目から3 枚目までのそれぞれメールアドレス	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
1 6	文書2 8	1 枚目の一部 (内線番号及びメールアドレスを除く。)	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
1 7		1 枚目の内線番号	
1 8		1 枚目及び2 枚目のそれぞれメールアドレス	
1 9	文書5 5	1 枚目の一部 (メールアドレスを除く。)	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該

			事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
20		1枚目及び2枚目のそれぞれメールアドレス	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
21	文書60	171枚目、172枚目、176枚目及び204枚目のそれぞれメールアドレス	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
22	文書61	2枚目の内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
23		2枚目のメールアドレス	
24		13枚目の一部	
25		33枚目から35枚目までのそれぞれ表の一部	
26	文書63	1枚目及び2枚目のそれぞれ内線番号	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時ある

27		1枚目のメールアドレス	いは必要な部外との連絡・調整に支障を来すなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
28		19枚目から21枚目までのそれぞれ表の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であって、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。
29	文書64	1枚目の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条1号及び6号柱書きに該当するため不開示とした。
30		13枚目の表の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であって、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。